議案第77号

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

都市整備課

第二テクノパーク土地区画整理事業の事業進捗に伴い、北摂三田第二テクノパーク地 区計画の地区整備計画に定められた建築物等に関する事項の実効性を確保させる等 に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正趣旨】

第二テクノパーク土地区画整理事業の事業進捗に伴い、北摂三田第二テクノパーク地区計画の地区整備計画に定められた建築物等に関する事項の実効性を確保すると共に、 隣接するテクノパーク地区における土地取引件数の増加等の状況を踏まえ、同団地の良好な操業環境の維持の要請に応えるため、阪神間都市計画地区計画(テクノパーク地区計画及び第二テクノパーク地区計画)に対応するよう当該条例の一部を改正するものである。

【関係法令】

建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の2

【改正内容】

- ◆第1条関係→文言等の整理
- ◆第2条関係(改正の主なもの)
 - ・別表第1 (条例の適用区域) に第二テクノパークを加える。
 - ・別表第2 (建築物の用途制限、建築物の敷地面積の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ペい率の最高限度、建築物の高さの制限、建築物の壁面の位置の制限)のテクノパークに「工業地区」を加える。
 - ・別表第2に第二テクノパークを加える。

【施行期日】

第1条関係・・・公布の日

第2条関係・・・平成24年11月1日